

東京消防庁災害時支援ボランティア制度

| | |
|------------------|--|
| 目的 | 震災、大規模自然災害、大規模電車事故またはその他 大規模な災害 が発生した時に、東京消防庁が都内で行う消防活動に自ら進んで無償で支援する意思のある方に、 ボランティアとして登録 していただき、様々な訓練により必要な 知識、技術を習得 していただくものです。 |
| 登録できる方 | 次の1及び2を満たす方 1 東京都に居住、勤務または通学している方 2 15歳(中学生を除く)以上の健康な方で、震災や大規模な災害時に、消防に対する支援活動を行う意思がある方 |
| 登録に必要な資格 | 次のいずれかに該当する方 1 応急救護に関する知識を有する方 2 過去に消防職員、消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する方 3 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術を有する方 4 登録後に普通救命講習 (4時間)を受講する意思のある方 |
| 登録の手続 | ボランティア登録 申し込み書 を消防署に提出します。 登録には 写真2枚 (縦3.0cm×横2.4cm、無帽、上半身、枠なし)が必要となります。登録が完了した方には、 登録証 を発行します。 |
| 登録の有効期限 | 登録証の有効期限は5年で、簡単な手続きで更新することができます。 |
| ボランティアの活動区域と活動種別 | 1 活動区域 登録した消防署の管轄区域です。ただし、地震発生時に離れた場所にいる場合は、当庁の他の消防署への参集も可能です。 2 活動種別 震災時の活動(震度6弱以上 で自主的に参集します) 震災後の復旧活動の支援(消防署から呼びかけがあった場合に参集します) 大規模自然災害及び大規模電車事故等が発生した場合の活動(事故等を知った際、自主的に参集します) 平常時の活動(前 から の活動を行うための各種訓練をします) |
| 被服 | ジャンパー、ベスト及びヘルメットを無償で個人貸与します。 |
| 登録後の各種講習受講種別 | 次の講習を受講することができます(無料)。 ボランティア講習・・・新規登録者を対象として必要な知識、技術を習得します。 ボランティア再講習・・・ボランティア講習受講後、 <u>3年経過した方が対象</u> です。 リーダー講習・・・ の後 <u>1年以上経過した人</u> で、「チームリーダー」として中心的な役割を担う意思があり、かつ上級救命講習を受講する意思のある方が対象です。 コーディネーター講習・・・ の後 <u>1年以上経過した人</u> で、災害時に消防署とボランティアの調整役を行い、平素の訓練、行事において中心的な役割を行う意思のある方が対象です。 |
| 主な年間訓練実施計画 | 5月 水防演習 6月 国分寺福祉まつり警戒 8月 市総合防災訓練 10月 東京消防庁震災訓練 1月 総合訓練 1月 ハイパーレスキュー合同訓練 3月 ボランティア会議 この他にも様々な訓練が行われます。 |
| 活動に伴う補償 | 活動訓練等において発生した事故等に対しては、災害補償の対象となります。 |